

News Release

令和8年1月19日
経済産業省電力・ガス取引監視等委員会

令和6年能登半島地震に伴う災害にかかる託送供給等約款以外の託送供給条件の認可等について、異存ないことを経済産業大臣に回答しました

令和8年1月19日、電力・ガス取引監視等委員会は、北陸電力送配電株式会社から申請のあった、令和6年能登半島地震に伴い災害救助法が適用された地域における、被災された電気の需要家等に対する特例措置の延長の認可等について、経済産業大臣から意見の求めがあったところ、認可等をすることに異存はないことを回答しました。

令和6年能登半島地震について、令和6年1月1日付けで新潟県、富山県、石川県及び福井県の35市11町1村に対し災害救助法が適用されました。

(参考)災害救助法が適用された地域については内閣府HPをご覧ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

これを受け、被災された電気の需要家等に対する特例措置について令和6年1月5日付けで認可等をした北陸電力送配電株式会社より、今般、一部の措置を延長するべく再度特例措置の認可等の申請がありました。

○申請概要

特例措置として、令和6年能登半島地震(※1)において被災した需要家等から申出があった場合には、託送供給等約款、最終保障供給約款、離島等供給約款以外の供給条件(工事負担金の免除、臨時工事費の免除等。別紙のとおり。)で電気の供給を行う。

(※1)災害救助法が適用された地域及び隣接する市町村。詳細については、以下の電気事業者のHPをご覧ください。(認可等され次第、北陸電力送配電株式会社にて掲載予定)

・北陸電力送配電株式会社

https://www.rikuden.co.jp/nw_press/

本申請に関して、電気事業法第66条の11第1項第5号及び8号の規定に基づき、経済産業大臣から特例措置の認可等を行うことについて意見の求めがありましたので、電力・ガス取引監視等委員会として、認可等をすることに異存はないことを回答しました。なお、当該特例措置については、災害救助法が適用された日まで遡及して適用されます。

本ニュースリリースは、第595回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 田上
担当者:福澤、北川、酒匂
電話 :03-3501-1529
メール:bzl-s-dentori-somu@meti.go.jp

(別紙1)
託送供給約款以外の供給条件

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

〈北陸電力送配電株式会社〉

1. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点に係る接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが 2027 年 1 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点に係る接続供給の契約電力をこえないとき（分割接続供給の場合は、その申込みにもとづく 1 供給地点につき、1 接続供給契約を締結した場合の接続供給の契約電力が、被災時の 1 供給地点につき、1 接続供給契約を締結した場合の接続供給の契約電力をこえないときに限る。）は、託送約款 71（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：2027 年 1 月末日）

2. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款 20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが 2027 年 1 月末日までに行なわれたときは、託送約款 73（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：2027 年 1 月末日）

3. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、電流制限器および通信設備等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが 2027 年 1 月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款 63（引込線の接続）、64（計量器等の取付け）、65（電流制限器等の取付け）および 66（通信設備等の施設）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：2027 年 1 月末日）

4. 電気方式、電圧および周波数その他の事項については、託送約款によるものとする。

(別紙2)
最終保障供給約款以外の供給条件

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

〈北陸電力送配電株式会社〉

1. 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが 2027 年 1 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、最終保障供給約款 47（工事費負担金等の申受けおよび精算）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。

契約負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力をこえないこと。

(有効期間満了日：2027 年 1 月末日)

2. 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、契約期間が 1 年未満の電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが 2027 年 1 月末日までに行なわれたときは、最終保障供給約款 47（工事費負担金等の申受けおよび精算）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

(有効期間満了日：2027 年 1 月末日)

3. 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更申込みを行なった場合で、その申込みが 2027 年 1 月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、最終保障供給約款 47（工事費負担金等の申受けおよび精算）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

(有効期間満了日：2026 年 1 月末日)

4. この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、最終保障供給約款によるものとする。

(別紙3)
離島等供給約款以外の供給条件

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

〈北陸電力送配電株式会社〉

1. 被災されたお客様の需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが 2027 年 1 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。

契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと。

(有効期間満了日：2027 年 1 月末日)

2. 被災されたお客様の需要場所において、再建等のため、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが 2027 年 1 月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。

(有効期間満了日：2027 年 1 月末日)

3. 被災されたお客様の需要場所において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および電流制限器等の取付位置の変更申込みを行なった場合で、その申込みが 2027 年 1 月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

(有効期間満了日：2027 年 1 月末日)

4. この離島等供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、離島等供給約款によるものとする。

News Release

令和8年1月19日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

供給区域外に設置する電線路による供給の許可に関する 意見聴取について意見を回答いたしました

電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた供給区域外に設置する電線路による供給の許可について審査を行い、委員会として当該許可を行うことに異存がない旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

一般送配電事業者は、その供給区域以外の地域に自らが維持し、及び運用する電線路を設置し、当該電線路により電気の供給を行おうとするときは、供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならないこととされております。

供給区域外に設置する電線路による供給の許可に際しては、経済産業大臣は、当委員会に対して意見聴取を行うこととされていることから、経済産業大臣から当委員会への意見の求めがありました。

これを受け、供給区域外に設置する電線路による供給の許可について、当委員会において審査を行った結果、電気事業法第24条第2項の各号に照らし、適合していると認められましたため、経済産業大臣へ当該許可を行うことに異存がない旨を回答したことをお知らせいたします。

2. 添付資料

供給区域外に設置する電線路による供給の許可について(回答)

※本ニュースリリースは、第 595 回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課長 黒田
担当者:中橋、水越
電話: 03-3501-1585(直通)

経済産業省

20260108電委第1号
令和8年1月16日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

供給区域外に設置する電線路による供給の許可について（回答）

令和8年1月8日付け20251223資第2号により、貴職から当委員会に意見を求められた供給区域外に設置する電線路による供給の許可について、許可することに異存はありません。